

| | |
|------------------|-------|
| 職業安定分科会(第 188 回) | 資料2-1 |
| 令和4年 11 月 30 日 | |

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱

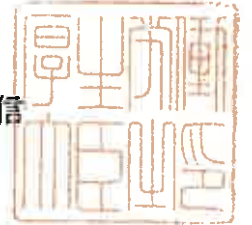
厚生労働省発職1125第1号

令和4年11月25日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信



別紙「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律施行規則の一部改正

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金の支給の対象となる休業の期間を令和五年三月三十一日まで延長することとし、令和四年十二月一日から令和五年三月三十一日までの間の休業に対する新型コロナウイルス感染症対応休業支援金は、一の被保険者（雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者をいう。）の賃金日額（休業を開始した月前六月のうちいずれかの三月に支払われた賃金（賞与を除く。）の総額を九十で除して得た額をいう。）に百分の六十を乗じて得た額（当該額が雇用保険法第十七条第四項第二号ロに定める額（その額が同法第十八条第一項の規定により変更されたときは、その変更された額）に百分の五十を乗じて得た額を超えるときは、その額）を日額とすること。

第二 施行期日

この省令は、公布の日から施行すること。